

ネクシーズ電力 通常プラン 重要事項説明書〔低圧〕 ー四国電力エリアー

電気事業法第2条の13に基づき、電気需給契約〔低圧〕のお申し込みに関して、以下の通り重要事項をご説明いたします。

ご契約について

- ・小売電気事業者は、以下の通りです。
株式会社ネクシーズ・ゼロ（登録番号：A0416） 住所：東京都渋谷区桜丘町 20 番 4 号 ネクシーズスクエアビル
- ・ネクシーズ電力 通常プランは、当社が指定するサービスを利用している、または当社が指定する企業・団体に所属している方に提供するプランです。
- ・お申し込みは、あらかじめ「電気需給約款」に承諾のうえ、当社所定の申込書にてお申し込みください。ただし当社が認める場合には、電話等によるお申し込みを受付することがあります。
- ・サービス申し込みの対象は、契約電流 10A～60A、契約容量 6kVA 以上 50kVA 未満、契約電力 50kW 未満のお客様となります。
- ・本契約は、お客様の申し込みに対して、当社が承諾した場合に成立します。
- ・契約期間は、本契約成立後、供給開始日から1年とし、契約期間満了までに解約の申し出がない場合は、1年毎に同一条件にて需給契約は継続されるものとします。

供給開始予定日

- ・他の小売電気事業者から当社に切り替える場合の供給開始日は、お申し込み後、所定の処理期間（切り替え手続き、スマートメーターの設置手続きに要する期間）が終了した日以降の最初の検針日となります。
- ・お引越しの場合、原則としてお客様が希望した日となります。
- ・当社へお申し込み前から、すでに電気の使用を開始している場合は、使用を開始した日にさかのぼって供給開始日とします。
- ・お客様情報に誤りがあった場合や、お申し込み内容、その他状況により、供給開始までに時間を要することあります。予めご了承ください。
- ・供給開始日は、書面にてお客様にお知らせいたします。

電気料金

- ・電気料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額、調達調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
- ・まったく電気をご使用にならない場合の基本料金は、半額となります。

◆従量電灯 A 通常プラン

区分		単位	料金(税込)
最低料金(最初の 11kWh まで)		1 契約	390.83 円
電力量料金	11kWh を超え 120kWh まで(第 1 段階料金)	1kWh	20.37 円
	120kWh を超え 300kWh まで(第 2 段階料金)	1kWh	26.99 円
	上記超過(第 3 段階料金)	1kWh	28.98 円

◆従量電灯 B 通常プラン

区分		単位	料金(税込)
基本料金		1kVA	355.30 円
電力量料金	最初の 120kWh まで(第 1 段階料金)	1kWh	16.97 円
	120kWh を超え 300kWh まで(第 2 段階料金)	1kWh	22.50 円
	上記超過(第 3 段階料金)	1kWh	24.15 円

◆低圧電力 通常プラン

区分		単位	料金(税込)
基本料金		1kW	1,060.68 円
電力量料金	夏季	1kWh	15.80 円
	その他季	1kWh	14.36 円

使用電力量の計量および電気料金の算定

- ・使用電力量の計量は、一般送配電事業者により設置された計量器により行います。
- ・計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量ができなかった期間については、過去使用電力量平均値をもとに算定いたします。
- ・電気料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とします。
- ・電気料金の算定期間中に、契約の開始や解約があった場合は、日割計算を行います。
- ・各契約種別における電気料金につき、急激な電力需要にともなう電力卸市場価格の高騰等が生じ、調達単価が大幅に上昇した場合、別途当社の定める割合に応じた調達調整額を算定いたします。
- ・実際の請求額には、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金が含まれます。

電気料金のお支払い方法

- ・電気料金のお支払いは、原則として口座振替またはクレジットカードよりご選択いただきます。
- ・毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。
- ・使用量明細の郵送をご希望のお客様は、明細発行手数料 110 円(税込)を請求いたします。
- ・送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算して請求させていただく場合がございます。

工事費等

- ・電気の供給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用をお客様に請求いたします。

当社からのご契約の解除

- ・支払期日までに、電気料金およびその他当社サービスのご利用料金のお支払いがない場合や、お客様が電気需給約款に違反した場合には、本契約を解除させていただきます場合があります。
- ・お客様が移転し、電気を使用していないことが明らかな場合には、当社は本契約を解除させていただきます。

お客様からのご契約の変更および解約

- ・本契約の内容の変更または解約を希望される場合、ネクシィーズ電力 カスタマーセンターまでご連絡ください。ただし、他の小売電気事業者への切り替えに伴う本契約の解約の場合は、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へご連絡ください。
- ・当社または当社のグループ会社以外からの機器・設備導入にともなう本契約の内容の変更はお受けできません。該当する機器・設備の導入をご検討の場合は、当社までご相談ください。本契約の内容の変更後に、該当の機器・設備の導入が確認された場合、本契約を解除させていただく場合があります。

その他

- ・供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとし、周波数は、東日本：標準周波数 50 ヘルツ、西日本：標準周波数 60 ヘルツといたします。
- ・電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- ・現在ご契約の小売電気事業者の解約に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客様に不利益が発生する可能性がありますので、現在ご契約の小売電気事業者にご確認ください。
- ・送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客様の電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。
- ・お客様には、自己または自己の役員が、現在かつ将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会勢力に該当しないことを表明し、保証していただきます。

個人情報の取り扱いについて

- ・当社は、お客様の個人情報を、当社プライバシーポリシーに従い取り扱います。詳細は当社ホームページをご参照ください。
- ・本契約の申し込み、電気の需給およびこれに付随するサービスに必要な範囲で、当社のグループ会社、送配電事業者、広域的運用推進機関、他小売電気事業者との間で共同利用いたします。

■クーリング・オフに関するお知らせ

以下の内容は、電力販売の方法が特定商取引法の訪問販売等にあたる場合のみ適用となります。

1. お客様が、訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、当社が電気需給契約申込書を受領した日から 8 日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力はお客様が書面を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。
2. 当社は、クーリング・オフによって、損害賠償および違約金の支払いを請求することはありません。また、すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担いたします。
3. クーリング・オフを行った場合、お客様は、電気を消費して得た利益に相当する金銭の支払い義務はありません。また、すでに料金または料金の一部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
4. 役務の提供に伴って土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合、お客様は、クーリング・オフを行う際に、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
5. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために、当社または当社の代理店等が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、または、当社または当社の代理店等が威迫したことによりお客様が困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から 8 日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。

ネクシィーズ電力 カスタマーセンター

0800-919-1068 (通話料無料／携帯・PHS からもご利用可能です。)

受付時間 平日 10:00～18:00

※年末年始は休業

※上記記載価格は、消費税 10%に基づく金額です。消費税の変更に伴い上記金額が変更となる場合がございます。

※記載内容は 2022 年 2 月 1 日時点のものとあり、当社ホームページへの掲示をもって変更のお知らせとさせていただきます。

※上記の事項は「電気事業法(平成 26 年 6 月 18 日改正)」に基づいて提示しております。同法にて定められている契約締結前後の書面交付については、本書面および当社ホームページへの「電気需給約款」の掲載にて提供いたします。サービスご利用にあたり重要な事項ですので、十分ご理解いただきますようお願いいたします。